

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第50号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2駐車場の項備考の欄(4)を次のように改める。

(4) 普通自動車とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の普通自動車及び人の運送の用に供する同条の準中型自動車をいい、バスとは人の運送の用に供する同条の中型自動車及び大型自動車をいう。

別表第2固定式荷役機械の項を次のように改める。

固定式 荷役機 械	固定式送 油中継機	一般使用	取扱石油類1 トンにつき	15円40銭		
		専用使用	1基1月につ き	169,840円		

別表第2港湾施設用地の項備考の欄(5)中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表第2固定式荷役機械の項の改正規定は公布の日から、同表港湾施設用地の項の改正規定は平成29年4月1日から施行する。